

決 済 照 合 シ ス テ ム 手 数 料 表

平成 19 年 9 月 30 日 施行

1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則(以下「規則」という。)第 17 条第 3 項の規定に基づいて機構が定める同条第 2 項に掲げる手数料の料率は別表 A 又は別表 B のとおりとする。利用者は別表 A 又は別表 B のいずれかの料率を選択し、選択した料率によって計算された各手数料合計額(基本料金、約定照合手数料、決済照合手数料、統合 Web 端末利用料金の合計額)に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

別表 A

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率																							
基本料金	(1)機構が、規則の定めるところにより決済照合システムの利用を承認した者(以下「利用者」という。)のうち投資運用業を行う者である利用者及び取引状況がこれに準ずる者(以下「運用会社」という。)	月 額 5 万円																							
	(2) 金融商品取引清算機関	月 額 175 万円に、当該金融商品取引清算機関の業務方法書において第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額																							
	(3) (1)及び(2)以外の利用者	月 額 10 万円																							
約定照合手数料	各取引の業務フロー上、利用者が機構を通じて売買報告データを送信しあい照合を行う「二者間センタ・マッチング」型の場合の利用者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">約定照合が完了した取引に係る件数</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1 件につき</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">35 円</td> </tr> <tr> <td>コピーデータ受信に係る件数</td> <td style="text-align: right;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">3 円</td> </tr> </table>	約定照合が完了した取引に係る件数	1 件につき	35 円	コピーデータ受信に係る件数	1 件につき	3 円																	
	約定照合が完了した取引に係る件数	1 件につき	35 円																						
コピーデータ受信に係る件数	1 件につき	3 円																							
各取引の業務フロー上、異なる複数の利用者のいずれかが機構に運用指図データを送信し、他のいずれかが機構に送信する売買報告データとの照合を行う「三者間センタ・マッチング」型の場合において次の(1)から(3)に掲げる利用者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td colspan="3">(1)運用指図データを機構に送信する利用者</td> </tr> <tr> <td colspan="3">運用指図配信サービスを利用しないとき</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 約定照合が完了した取引に係る件数 (運用指図データ送信、約定照合結果通知データ受信) 対象有価証券等が社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する国債(以下「国債」という。)、社債等に関する業務規程第 8 条の 2 に定めるもの(以下「一般債」という。)、同規程第 8 条に定めるもの(以下「短期社債等」という。)(以下それらをあわせて「国債等」という。)の場合 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1 件につき</td> <td></td> <td style="text-align: right;">5 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">対象有価証券等が国債等以外の場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1 件につき</td> <td></td> <td style="text-align: right;">5 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">コピーデータ受信に係る件数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1 件につき</td> <td></td> <td style="text-align: right;">3 円</td> </tr> </table>	(1)運用指図データを機構に送信する利用者			運用指図配信サービスを利用しないとき			約定照合が完了した取引に係る件数 (運用指図データ送信、約定照合結果通知データ受信) 対象有価証券等が社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する国債(以下「国債」という。)、社債等に関する業務規程第 8 条の 2 に定めるもの(以下「一般債」という。)、同規程第 8 条に定めるもの(以下「短期社債等」という。)(以下それらをあわせて「国債等」という。)の場合			1 件につき		5 円	対象有価証券等が国債等以外の場合			1 件につき		5 円	コピーデータ受信に係る件数			1 件につき		3 円
(1)運用指図データを機構に送信する利用者																									
運用指図配信サービスを利用しないとき																									
約定照合が完了した取引に係る件数 (運用指図データ送信、約定照合結果通知データ受信) 対象有価証券等が社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する国債(以下「国債」という。)、社債等に関する業務規程第 8 条の 2 に定めるもの(以下「一般債」という。)、同規程第 8 条に定めるもの(以下「短期社債等」という。)(以下それらをあわせて「国債等」という。)の場合																									
1 件につき		5 円																							
対象有価証券等が国債等以外の場合																									
1 件につき		5 円																							
コピーデータ受信に係る件数																									
1 件につき		3 円																							

		<p>運用指図配信サービスを利用したとき 約定照合が完了した取引に係る件数 (運用指図データ受信、運用指図データ送信、約定照合結果通知データ受信)</p> <p>対象有価証券等が国債等の場合 1件につき 8円 対象有価証券等が国債等以外の場合 1件につき 8円</p> <p>コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円</p>
	(2) 売買報告データを機構に送信する利用者	<p>約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ送信、約定照合結果通知データ受信、売買報告承認結果通知データ受信)</p> <p>対象有価証券等が国債等の場合 1件につき 35円 対象有価証券等が国債等以外の場合 1件につき 18円</p> <p>コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円</p>
	(3) 売買報告承認データを機構に送信する利用者	<p>約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ受信、運用指図データ受信、売買報告承認データ送信)</p> <p>対象有価証券等が国債等の場合 1件につき 40円 対象有価証券等が国債等以外の場合 1件につき 23円</p> <p>コピーデータ受信に係る件数 1件につき 3円</p> <p>運用指図(プレアド)データ受信に係る件数 1件につき 1円</p>

各取引の業務フロー上、異なる複数の利用者のいずれかが機構に運用指図データを送信し、他のいずれかが機構に送信する売買報告データとの照合を行わない「スルー」型の場合において次の(1)から(3)までに掲げる利用者	(1)運用指図データを機構に送信する利用者	運用指図データ送信に係る件数		
		対象有価証券等が国債等の場合	1件につき	5円
		対象有価証券等が国債等以外の場合	1件につき	5円
		コピーデータ受信に係る件数	1件につき	3円
	(2)売買報告データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ送信、売買報告承認結果通知データ受信)		
		対象有価証券等が国債等の場合	1件につき	30円
		対象有価証券等が国債等以外の場合	1件につき	13円
		コピーデータ受信に係る件数	1件につき	3円
	(3)売買報告承認データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ受信、売買報告承認データ送信)		
対象有価証券等が国債等の場合		1件につき	30円	
対象有価証券等が国債等以外の場合		1件につき	13円	
運用指図データ受信に係る件数				
対象有価証券等が国債等の場合		1件につき	5円	
対象有価証券等が国債等以外の場合		1件につき	5円	
	コピーデータ受信に係る件数	1件につき	3円	

	各取引の業務フロー上、機構を通じて運用指図データの送信が行われない「運用指図サポート対象外」型の場合において次の(1)又は(2)に掲げる利用者					
			(1) 売買報告データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ送信、売買報告承認結果通知データ受信)		
				対象有価証券等が国債等の場合	1 件につき	30 円
				対象有価証券等が国債等以外の場合	1 件につき	13 円
	コピーデータ受信に係る件数	1 件につき	3 円			
(2) 売買報告承認データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (売買報告データ受信、売買報告承認データ送信)					
	対象有価証券等が国債等の場合	1 件につき	30 円			
	対象有価証券等が国債等以外の場合	1 件につき	13 円			
	コピーデータ受信に係る件数	1 件につき	3 円			

	(3) 受渡代金データ、基準価額データ、設定・解約口数データを機構から受信する利用者	受渡代金データ受信に係る件数	1 件につき	13 円
		基準価額データ、設定・解約口数データ受信に係る件数	1 件につき	5 円
		コピーデータ受信に係る件数	1 件につき	3 円
	利用者が機構を通じて新規記録情報データの送受信を行う場合において次の(1)又は(2)に掲げる利用者			
	(1) 新規記録情報データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (新規記録情報データ送信、新規記録情報承認結果通知データ受信)	1 件につき	30 円
		コピーデータ受信に係る件数	1 件につき	3 円
	(2) 新規記録情報承認データを機構に送信する利用者	約定照合が完了した取引に係る件数 (新規記録情報データ受信、新規記録情報承認データ送信)	1 件につき	30 円
		コピーデータ受信に係る件数	1 件につき	3 円
決済照合手数料	国内取引に係る決済条件等の照合を行う利用者			
	登録決済情報により決済指図データを機構が作成する場合	決済照合が完了した取引に係る件数 (SSI データベース利用、決済照合結果通知データ受信)		
		対象有価証券等が一般債、短期社債等の場合	1 件につき	20 円
		対象有価証券等が一般債、短期社債等以外の場合	1 件につき	16 円
	登録決済情報により決済指図データを機構が作成しない場合	決済照合が完了した取引に係る件数 (決済指図データ送信、決済照合結果通知データ受信)		
		対象有価証券等が国債等の場合	1 件につき	30 円
		対象有価証券等が国債等以外の場合	1 件につき	27 円
		決済指図データ(コピー)受信に係る件数	1 件につき	3 円
		決済指図データ(依頼)受信に係る件数	1 件につき	5 円
		売買報告データ(通知)受信に係る件数	1 件につき	5 円
		新規記録情報データ(通知)受信に係る件数	1 件につき	5 円
	非居住者取引に係る決済条件等の照合を行う利用者	決済照合が完了した取引に係る件数 (決済指図データ送信、決済照合結果通知データ受信)		
		対象有価証券等が国債等の場合	1 件につき	40 円
		対象有価証券等が国債等以外の場合	1 件につき	32 円

統合 Web 端末利用料金	全利用者	(1)業務担当者ユーザID数が5以下の部分	1ユーザIDにつき	月額1万円
		(2)業務担当者ユーザID数が5超10以下の部分	1ユーザIDにつき	月額5千円
		(3)業務担当者ユーザID数が10を超える部分	1ユーザIDにつき	月額1千円

別表B

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率
基本料金	全利用者	別表Aが定める区分毎に、それぞれの額を10で除した額
約定照合手数料 決済照合手数料	全利用者	別表Aが定める区分毎に、それぞれの額を3で乗じた額
統合 Web端末利用料金	全利用者	別表Aが定める区分毎に、それぞれの額を10で除した額

2. 選択する料率の変更は月単位で行うものとする。利用者は、選択する料率を変更する場合には、変更を行う月の前月の20日(20日が機構の営業日でない場合は、直前の営業日。)までに機構に申請するものとする。かかる期限までに変更申請を行わない場合、翌月の料率は変更されず、利用者は従来の料率によって計算された各手数料合計額に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。
3. 利用者が有価証券の取引等の決済条件の照合等の全部又は一部を決済代理人又は業務代行者に委託している場合の手数料は、委託を行う利用者が選択している料率によって計算された額とする。
4. 利用者が月の途中から利用を開始する又は月の途中で利用を休止若しくは中止する場合、基本料金及び統合Web端末利用料金については、選択した料率によって計算される額に、利用した日数を乗じ、それを当該月の機構の営業日数で除した額とする(1円未満の端数は切捨て。)。約定照合手数料、決済照合手数料については選択した料率によって計算された額とする。
5. 第1項ないし第4項の規定にかかわらず、運用会社については、選択した料率及び前項によって計算された基本料金、約定照合手数料及び統合Web端末利用料金の合計金額が月額10万円を超える場合には10万円を各手数料合計額とし、それに消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。